

堀岡 敏喜 議員 公明党



問 高齢社会の災害対策を急げ!

答 法改正に伴い確実に実施

問 施設の立地環境を踏まえた実効性のある避難計画は。

答 〔危機管理課長〕 水防法の一部改正を契機に義務化された「避難確保計画」の作成と「避難訓練実施」を支援していく。

問 行政からの発令タイミングと「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」などの周知は。

答 〔危機管理課長〕 木曾川の水位を判断基準に発令していく。同報無線・テレビ・ラジオ・ホームページ・SNS・防災メールなどで周知を図る。

問 厚生労働省が求める福祉施設などの避難計画、避難訓練の状況は。

答 〔介護高齢課長〕 市内グループホームは5カ所あり、いずれも防災計画は策定済みだが、法改正に伴う水害時の避難計画は未策定。今後各施設で指導・助言していきたい。

問 高齢者施設と行政、地元住民との連携は。

答 〔民生部長〕 自治会・自主防災会と連携を図り、啓発・支援していく。



問 要配慮者対策をいかに進めるか

答 公助を生かす共助の連携で

問 地域の要援護者、要配慮者対策、公助としての取り組みは。

答 〔危機管理課長〕 30年2月に行う第3回ワークショップの際に今後の予定を公表。基本構想は3カ年で計画する。

問 要配慮者、家族や日常の介護担当者など、それぞれが理解できる災害別の行



動計画、タイムラインを個々に策定しておく必要があるが。

答 〔危機管理課長〕 関係機関とのタイムラインが作成されており、それに基づき着実に実行したい。周知においてはホームページや出前講座で行う。

問 要配慮者対策は事前の取り組みが重要だ。そのためには支援側とも相互的な情報の共有が必要だが、個

人情報であるため慎重に扱わなくてはならない。

答 〔危機管理課長〕 避難行動要支援者名簿は、同意をもとに関係機関と共有している。同意がない場合は、条例に抵触し、対応できない。自治会で共助を高め、いざという時に備えてほしい。